

北海道公安委員会告示第127号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者等教育（道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の運転免許取得者等教育をいう。以下同じ。）を行う者から次のとおり届出があった。

令和8年8月17日

北海道公安委員会委員長 倉 本 博 史

- 1 運転免許取得者等教育を行う者 ジェイ・アール北海道バス株式会社
- 2 運転免許取得者等教育を行う施設の名称 桑園自動車学校
- 3 変更に係る事項 代表者の氏名
  - (1) 変更前 田畑 正信
  - (2) 変更後 宮越 宏幸
- 4 変更年月日 令和8年6月18日